○高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例

平成７年３月２９日
条例第１５号

改正　平成１４年３月２９日条例第２０号
平成１７年１０月２０日条例第２４号
平成２０年９月３０日条例第２８号
令和５年３月２４日条例第４号

（設置）

第１条　女性の多様な学習需要に応え、生涯学習及び学習成果の活用の場を提供するとともに、女性の交流を図り、及び学習情報の提供に資するため、女性文化センター（以下「文化センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高浜市女性文化センター	高浜市湯山町六丁目６番地４

（利用者の範囲）

第３条　文化センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、教育委員会が適当と認める者は、この限りでない。

（１）　市内に在住し、在勤し、又は在学する女性

（２）　碧南市、刈谷市、安城市又は知立市内に在住し、在勤し、又は在学する女性

（利用の許可）

第４条　文化センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

２　教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（利用の制限）

第５条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可をしないものとする。

（１）　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）　その他管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第６条　第４条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、高浜市使用料及び手数料条例（昭和３９年高浜町条例第１８号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

（利用料金）

第７条　市長は、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　利用料金は、高浜市公の施設の指定管理者の利用料金に関する条例（平成２０年高浜市条例第２８号）の定めるところによる。

３　第１項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、前条の規定は、適用しない。

４　第１項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、指定管理者は、第１２条第２号の業務を行わないものとする。

（平２０条例２８・追加）

（利用者の義務）

第８条　利用者は、文化センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第４条第２項の規定により許可に付けられた条件及び教育委員会の指示に従うとともに、文化センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

（平２０条例２８・旧第７条繰下）

（許可の取消し及び利用の中止命令）

第９条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第４条第１項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（１）　利用者が前条の規定に違反したとき。

（２）　災害その他の事故により文化センターの利用ができないとき。

（３）　その他やむを得ない理由があると認めるとき。

（平２０条例２８・旧第８条繰下）

（損害賠償）

第１０条　利用者は、故意又は過失によって文化センターの施設若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが

適当でないと認めるときは、この限りでない。

（平２０条例２８・旧第９条繰下）

（指定管理者による管理）

第１１条　教育委員会は、文化センターの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に文化センターの管理を行わせることができる。

２　指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、第４条、第５条、第８条及び第９条中「教育委員会」とあるのは「第１１条第１項に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（平１７条例２４・全改、平２０条例２８・旧第１０条繰下・一部改正）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第１２条　指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

（１）　文化センターの利用及びその制限に関する業務

（２）　使用料の収納に関する業務

（３）　文化センターの維持管理に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（平１７条例２４・全改、平２０条例２８・旧第１１条繰下）

（指定管理者が行う管理の基準）

第１３条　指定管理者は、法令、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１５年高浜市条例第２９号）、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則、文化センターの管理運営に関し市と締結した協定その他教育委員会の定めるところに従い、文化センターの管理を行わなければならない。

（平１７条例２４・追加、平２０条例２８・旧第１２条繰下、令５条例４・一部改正）

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、文化センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平１４条例２０・旧第１０条繰下、平１７条例２４・旧第１２条繰下、平２０条例２８・旧第１３条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成７年４月１日から施行する。

（高浜市レディースサロンの設置及び管理に関する条例の廃止）

２　高浜市レディースサロンの設置及び管理に関する条例（平成４年高浜市条例第２２号）は、廃止する。

附　則（平成１４年条例第２０号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年条例第２４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年条例第２８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（令和５年条例第４号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。